

八代市都市計画審議会運営要領

平成 17 年 12 月 26 日

改正 令和 4 年 1 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、八代市都市計画審議会条例（平成 17 年八代市条例第 210 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、八代市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項に規定する選挙は、委員（臨時委員及び専門委員を除く。）の無記名投票でこれを行い、最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同数であるときは、抽選によってこれを定める。

2 前項の規定にかかわらず委員の異議がないときは、前項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができる。

3 会長が欠けるに至ったときは、審議会は速やかに会長の選挙を行わなければならない。

4 選挙に関する事項は、幹事が取り扱うものとする。

(会長代理)

第 3 条 会長は、会長代理を会長選任後直ちに条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員のうちから指名しなければならない。

(会議の招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は審議会を招集しようとする場合は、会議の日時、場所及び付議事項についてあらかじめ文書をもって通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(代理出席)

第 5 条 条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する委員は、やむを得ない特別な事情がある場合は、委任状を付与して代理者を出席させることができる。この場合においてはその属する行政機関の職員を、それぞれ代理者として選任しなければならない。

(議長)

第 6 条 会長は、会議の議長となる。

2 会長及び会長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に事故がある時は、出席した委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(専決)

第 7 条 審議会は、審議会の議決を経なければならない事項のうち軽易なものについては、幹事にその処理を委任することができる。

2 前項に規定する軽易なものの範囲は、会長が審議会に諮って定める。

(審議会の開催)

第8条 会長は必要があると認めるときは、審議会を開くことができる。

2 条例第5条第2項の規程にかかわらず、会長は、災害、疫病、その他の事由により委員を招集して会議を開催することが困難であると認めた場合には、書面で委員の意見を聴き、審議会の議決に代えることができるものとする。

(付議事項の説明)

第9条 会長は、付議事項についてその内容を幹事に説明させることができる。

(市職員等の発言)

第10条 審議会が必要と認める場合は、市職員その他参考人を招請して発言させることができる。

(議事録)

第11条 審議会の会議については、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 議案名
- (2) 審議会の日時及び場所
- (3) 出席した委員及び幹事の氏名
- (4) 議事の経過
- (5) その他必要と認める事項

3 議事録は、議長が指名する委員2名が署名しなければならない。

(会議の公開)

第12条 審議会の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開とするものとする。

- (1) 都市計画法第17条第2項の規定に基づく意見書が提出されている議案を審議する場合
- (2) 建築基準法第51条ただし書きに関する議案を審議する場合
- (3) その他、会長が審議会に諮って非公開と決定することが適切であると認められる議案を審議する場合

2 会議の審議事項に非公開とする議案とそれ以外の議案がある場合の取扱いにおいて審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開とする議案を除いて、会議を公開するものとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(附則)

この要領は、令和 4 年 1 月 2 1 日から施行する。